（ID:765） 交通費の調整について（その５） （旅費管理（オンライン） その他）

Q 勤務公署が宮古島Ｂ、居住地が宮古島Ａにある職員が、那覇市Ａへ１泊２日の出張を命じられた場合において、往路は居住地から那覇市Ａへ直行し、帰路は那覇市Ａから勤務公署に戻った。当該職員は、自家用車により通勤手当の認定を受けており、居住地～宮古空港間（往路）、宮古空港～勤務公署間（帰路）ともに自家用車の公務使用承認を受けて旅行したものである。
このような場合、交通費の調整を行う必要があるのか。

A 旅費（交通費）の調整の対象としているのは、①居住地のある地域へ旅行する場合の旅費の調整について（平成23年６月９日総人第449号）及び ②通勤手当の調整について（平成23年８月26日総人第790号）の要件に該当する場合に限定しております。

したがって、問合せの事例は、上記①及び②のいずれの要件にも該当しないため、旅費の調整は必要ありません。

※1　用務地が居住地のある地域にはないので、①の要件には該当しない。
※2　用務地が居住地のある地域以外にあるが、往路の居住地～宮古空港間は同一地域内であり、交通費が支給されないので、そもそも調整の必要ない。また、復路は勤務公署に戻っており、居住地着の旅行にも該当しないので、②の要件にも該当しない。

質問者：総務部　人事課
回答者：総務部　人事課
回答日：[2011/11/15]

印 刷